

平成21年5月22日

**高齢者通所介護施設等及び障害者通所施設等の  
再開に向けた準備について（注意事項）**

施設等を再開する場合には、これまで以上に、利用者・職員の新型インフルエンザ感染予防に努めていただく必要があります。そこで、今後の再開をスムーズに行うためにご留意いただきたい点も含めて、現時点で準備可能な事柄を下記にまとめましたので、ご参考にしてください。

記

- 1 職員に対し、健康管理の徹底を周知する。また、施設長・管理者はそれらの状況を確認し、職員が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、出勤を停止し、ただちに、当該職員の居住地の発熱電話相談窓口にご相談させ、その指示に従って、発熱外来を受診させる。また、施設等の再開時の運営に支障の出ないように、職員体制の調整準備を行う。
- 2 必要に応じ、施設等の清掃・消毒を行う。
- 3 利用者・職員が必要な時に手洗い・消毒ができるよう、流水と石けんによる手洗いができる場所を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置する。
- 4 必要に応じマスクを準備する。（又は、利用者・職員へ各自持参を依頼する）
- 5 食事を調理・提供している施設は、厨房内の清掃・消毒、食品倉庫や冷凍庫・冷蔵庫内の清掃等を行い、衛生管理を徹底する。

以上